議事要旨(3) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応を踏まえた公開草案の文案検討等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、前回の委員会からの文案の変更点などの説明があった。

本会計基準(案)、同適用指針(案)については、次回 4 月 3 日（金）の委員会において公開草案の公表議決を予定している旨、コメント募集期限については、6 月 1 日（月）を予定している旨の説明がなされた。

なお、過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いに関しては、3 月 11 日（水）に行われた IASB との定期協議におけるディスカッションの内容も合わせて紹介されている。

説明の後、ある委員から、過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いについて以下の発言があった。

本会計基準(案)の結論の背景における、「会計基準の中では明示しないこととした。しかしながら、このことは稀に実務において誤謬の修正再表示が不可能な場合が生じる可能性を否定するものではない。可能な限り誤謬を訂正した上でもなお、重要な未訂正の誤謬が存在する場合には、当該未訂正の誤謬の内容並びに訂正済の誤謬に関する訂正期間及び訂正方法を開示するなどの対応がなされるものと考えられる」旨の記述について、会計基準本体でなくても結論の背景にこのような記述があることで実務の混乱を回避できると考えられることから当該文案に賛成である旨の発言があった。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。